

令和2年第5回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和2年5月15日（金）9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 新矢佳弘 | 出席 |
| 3番 | 中田美穂 | 出席 |
| 4番 | 小出哲義 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|-------|
| 総務学事課長 | 真鍋和聰 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 中川香代子 |
| | 瀬川隆司 |
| | 尾崎明菜 |
| 生涯学習課長 | 三井佳和 |

.....
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和2年第5回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第4で予定している議案第22号は個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。

その他に意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。議案第22号の審議を公開しないことに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって議案第22号の審議は非公開と決定しました。

なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第4を日程第9とし、日程第5から日程第9までを順次繰り上げることとします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題とします。今期定例会の会期を、本日5月15日一日限りとします。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第20号 令和3年度大竹市使用教科用図書の採択に関する基本方針の制定について

小西教育長 日程第2「議案第20号 令和3年度大竹市使用教科用図書の採択に関する基本方針の制定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 中学校の学習指導要領の改訂にあわせ、令和3年度より中学校で使用する教科用図書が変更するため、今年度中に採択する必要があります。また、小中学校の特別支援学級に所属する児童生徒が個々の実態に応じて来年度使用する教科用図書を、今年度中に採択する必要があります。

公立学校で使用する教科書の採択については、その学校を設置する市町教育委員会に権限があり、適切かつ公平な採択を確保するため、県が4月22日に制定した基本方針に基づいた大竹市の基本方針を制定する必要があるため、議案として提案いたします。

教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を感じさせることがないように、適切に実施することとあわせ、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要であり、本方針において適切かつ公正な採択を行うための方針を定めます。

まず「1 採択の基本方針」において、「(1) 採択の基本」で、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する方針、「(2) 適正かつ公正な採択の確保」で、宣伝行為等に左右されず適正かつ公正な採択を行うこと、「(3) 開かれた採択の推進」で、教科書採択において公開する情報について方針を定めます。

そして、「2 採択基準」において、教科用図書を採択するための方法について定めます。「(1) 中学校用教科用図書の採択について」です。アでは、採択する教科書について定めます。イでは、大竹市教育委員会が採択の責任を明確にするとともに説明責任を果たすために、採択組織や役割について定めます。

採択組織として定めた(イ)教育委員会(ウ)選定委員会(エ)調査員についてです。「(イ)教育委員会」は採択に関する方針を定め、選定委員会に諮問し、答申をうけ採択を行います。「(ウ)選定委員会」は調査員へ調査研究の観点を示し、調査報告書により採択する教科書について理由をつけて教育委員会へ答申します。なお、地域の特色や多様な意見を反映させるため、選定委員には有識者や保護者代表を加えています。「(エ)調査員」は選定委員会から示された観点について、専門的な視点から、校長及び教員等が調査研究を行い、教科用図書の特徴について意見を付した調査報告書を選定委員会に提出します。なお、Cですが、調査報告書を作成した者と、調査報告書をうけて答申を行う者が同一人物であってはならないことから、調査員と選定委員は重複しないこととなっております。ただし校種が異なる場合は重複しないため、この限りではありません。

調査員に関する詳細については、「大竹市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約」にて定めており、つぎの議案で規約の一部改正について提案いたします。

「(2) 小学校用教科用図書」については、昨年採択していただいたばかりですので、原則昨年と同一の教科用図書を採択します。

「(3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」において、特別支援学級に在籍している児童生徒について、その子の実態から教科書を選定する際の方法について定めています。検定済教科用図書の下学年教科書や、文部科学省著作教科用図書を使用することが適切でない場合に選定する教科書について、また個々の状態から学校において選定する手段について定めており、この教

科書においても8月に採択していただくこととなります。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 大竹市の場合、学校数が少ないので校種をまたいで管理職が調査員になるということが起こってくるだろうと思うんですが、中学校教科用図書についての(エ)の調査員についての(C)で「調査員は選定委員会の委員と重複しない。ただし校種が異なる場合はこの限りではない」となっていますが、今回は重複していませんか。

事務局 重複していません。

小西教育長 小出委員さんは初めてなので補足説明します。中学校だけではなかなか人員がないというのが大竹市の現状です。小学校の管理職も入ってその中で調査員として協議をしていくということになっています。通常であれば中学校の教員で教科書採択まで完結するところですが、大竹市の場合は学校数・教員数が非常に少ないということで、小中連携して行っているという事です。さらに調査については廿日市市と一緒にしています。大竹だけでは難しいということをお知りおきください。

新矢委員 選定委員会の答申を受けて教育委員会で決定する流れの中で、それぞれの教科書をしっかり読み込むとなるとかなりの労力で、報告事項でも良いのではないかと思うところもあって、他の方法を考えてもらえないのかと思うのですが。

小西教育長 段階を踏んで最終的に教育委員会議で決定をしていくという流れは教科書採択をしていくうえでとても重要なことです。労力もいるし時間もかかるし、そういう中で教育委員としての責任と職責のもとにしっかりと見ていただき、その中で意見をいただいて最終的に教科書を決めていくという事が重要なんです。これまでは選定委員会から受けた教科書がそのまま採択されています。ただ、そこには教育委員さんの意見が反映されているものと認識しています。

事務局 採択について考えていただきありがとうございます。市町村教育委員会が自分のところで使う教科書採択を行わなければならない決まりがありまして、それを「教育委員会議に諮って教科書採択をする」また、教育委員会の規則にある「教育委員会に委任して教育長の権限において採択しているパターン」などいろいろあるんですけども、現在市町村教育委員会における教科書採択の方法については、教育委員会の会議に諮り教科書採択をしている市町村が100%でございますので、しっかり協議していただいてご意見をいただいて大変ありがたいと思っています。今年度もこれでやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小出委員 以前、選定委員会の委員を一度したことがあるんですが、教科書を見て検討して、調査員の方の報告などもあったりして相当時間をかけて選考していくものが教育委員会の方に上がっていくのだと思いますが、実際教育委員会での審議・調査というのが私は初めてなのでわからないところがありますが、その部分の負担が多いということであれば、ある程度選定委員会で厳密な選考をしているので、負担が少なくなるようなやり方というのが、選定委員会が出した

方針に不備がないかとかをチェックする機関として負担が減らせないものか。実際どれくらいの業務がこれから先あるかわかりませんが、今の意見を聞くとそういう印象を受けました。

新矢委員 教科書自体はどの会社も良いものを作っていると思います。その中でも、答申どおりに採択されることが多くて、事務局としては決まりだから「教育委員会で決める」という大義名分が必要なんだろうけど、自分の思いとは違うものに決まることが多かったんで発言しました。

事務局 しっかり家に持ち帰って見ていただいてご発言いただきありがたいと思います。今、説明があったとおり、決まりがあって、最終的には教育委員会で決定ということですが、持ち帰られての見方も、それぞれどこまで見るかとか、どういった視点で見るかとか独自のものがあると思いますが、ある程度委員さんに委ねられています。みなさんしっかり見ておられると思うんですが、そのあたり見方には差があるかと思っています。ご意見としてはしっかり見ていただいて、意見を反映させてほしいという願いと受け止めました。先ほどのご意見があったとおり、チェック機能といった見方、ある程度調査員や選定委員会で、学校現場にいる者が実際に授業をするときにどうなるかという視点でみて選ばれたものを、選び方がどうかというチェックをするという視点での見方ができるのではないかと思いますので、どういった視点で見ていくかというご意見をいただいて、しっかりと見ていただいたのにどうなのか、というご意見をいただいていますのでそのあたりをどういった視点で話し合うかというのは考えないといけないと思います。

中田委員 確かに教科書を一度に全部の量を見るのは数が多いと感じるんですけど、それを見た中で、教育委員会で上がる意見というのは、調査員さんや選定委員さんたちにはフィードバックされていると思うので、意見は必要なのではないかと思っています。そのためにはいろいろな教科書に触れるべきだと思いますし、子供たちの教育にかかわることなので、実際に調査されている先生方が一番子ども近くでその教科書を使って教えてくださる。そこから上がってくる第1候補、第2候補というものがあると思うので、そういった意見も大事だと思います。いろいろここで意見を交わすことが必要なのではないかと思っています。

小西教育長 教科書採択ということにつきましては、当然法に定められていることであり、法に基づいて遵守しながら取り決めていくわけですが、先ほど出たような意見については教育委員会議をする中で、しっかりと意見を出していただきながら、それを運営方法等も含めて活かしていく。そのように受け止めました。最終的には教育委員会議での決定というのは法で決まっていますので、それに基づいて行います。そのあたりで現場の意見を大切にしながら、お一人おひとりがしっかり見ていただいた中でのご意見を合わせながら教科書採択をしっかりやっていきたいと、ご意見を聴きながら思った次第です。

小出委員 実際の流れとしては、選定委員会で決まった内容が教育委員会に上がってきてそこで承認されるという流れであろうと思いますが、教育委員会での意見というのがフィードバックされることは今の流れではないと思うんですね。そう

訂に伴う中学校の教科書採択ということです。2年後に小学校の教科書採択があります。通常4年に1度のサイクルにもどります。今回は道徳の教科書採択が入って間隔が短くなったが、小学校の教科書採択を2年後に作業をお願いしたいと思います。

4年に1度の教科書採択の間隔と学習指導要領改訂のタイミングによって、4年に1度の採択という作業もあったので、特に去年は大変であったと思います。教科書採択のご負担が4年連続続いたということもありますが、今後は2年後に小学校の教科書採択ということになります。ご理解いただきたいと思います。

小西教育長 採択の基本、採択基準、中学校用教科用図書についてというあたりを踏まえて、今後事務手続き等取り組んで参ります。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第21号 大竹市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正について

小西教育長 日程第3「議案第21号 大竹市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この規約は教科書採択が適正かつ公平な採択が円滑に行うことができるよう必要な事項を定めるものです。その中で、教科書について調査研究する調査員の人数について、教科ごとに定めた人数以内としています。また、責任をもった調査研究をおこなうため、調査員のうち1名は管理職等を充てています。学校数が少ない大竹市においては、教科によっては校種を超えた、つまり今回は中学校の教科書採択ですが、小学校の管理職等が調査員になる、となっていました。担当する教科について協議をした結果、今年度は「技術・家庭」の両分野、つまり技術分野で1名、家庭分野で1名ずつ管理職等を充てる必要が生じたため、調査員の人数等について一部改正する必要が生じました。併せて、表の表記についてもより見やすいと思われるよう、改正をしました。以上で説明を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 提案理由の中に、今年度においてはという書き方がしてあるが、次回は変わるかもしれないということでしょうか。

事務局 調査員の人数について、教科ごとに定めた人数以内としている、ということから、次回の教科書採択のときに4人であったり3人であったりするのではないかと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第 2 1 号 大竹市不当要求行為等対策要綱の一部改正について

小西教育長 日程第 4 「報告第 2 1 号 大竹市不当要求行為等対策要綱の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和 2 年 4 月 1 日付けで実施する大竹市の組織の一部変更に伴い、本要綱について一部を改正する必要が生じましたが、市長及び行政委員会による合同訓令となり、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないため、教育長において臨時に代理し決定しました。

このことについて、大竹市教育長に対する事務委任等規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものです。

今回の改正の内容については、本年 4 月 1 日付けで事務効率の向上や市民福祉の増進を目的として、総務部において「危機管理課」が新設され、3 月まで総務課に配置されていた危機管理監が新たに危機管理課長となったことに併せて、本要綱第 8 条に規定する、不当要求行為等に対して迅速な組織的対応と適切な対応を行うために置かれる「不当要求防止責任者」に危機管理課長を加えるというものです。説明は以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
新矢委員 危機管理課長と総務課長を分ける理由は何ですか。
事務局 今回の組織改編の理由ということでしょうか。
新矢委員 組織を分ける理由がわからないんですが。
事務局 災害対策などの危機管理に対応する部署が新しくできた危機管理課になりますが、これまでは、総務課の中に防災係という係がありました。そこに危機管理監という課長級の職員がおり指揮をしている状況でした。この度の組織改編で、指揮命令を速やかに行うことができるようにという趣旨もあり、それが市民の福祉の向上にもつながると言うところで課が新設されたものです。

小西教育長 他に質疑はありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認されました。

報告第22号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う勤務時間の繰上げ又は繰下げに関する基準の一部改正について

報告第23号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領の一部改正について

小西教育長 日程第5「報告第22号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う勤務時間の繰上げ又は繰下げに関する基準の一部改正について」及び日程第6「報告第23号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務実施要領の一部改正について」の2件は、関連する議題となるため、一括しての審議とします。事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、一括して説明します。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、これまで感染の拡大防止や予防を図ることを目的に3月2日に制定し、その後、妊娠中の女性職員など職員の体調に配慮した観点を取り入れるため一部改正しました。今回、令和2年4月15日付け広島県教育委員会教育長通知「新型コロナウイルス感染症対策に伴う分散勤務について」を踏まえ、学校現場における他の職員への感染リスクを抑えると同時に「学校運営を維持する」観点を取り入れるため、一部改正する必要が生じましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したので報告するものです。

では、教職員の勤務時間の繰上げ又は繰下げに関する基準の一部改正について説明します。他の職員への感染リスクを抑えると同時に「学校運営を維持する」観点から、2の対象職員のうち、「校長からの協議に基づき総務学事課長が認めた職員」の解釈を、これまでの「主治医から配慮が求められている職員」から、「公共交通機関を使用していない、妊娠中ではない、高年齢職員ではない、主治医から配慮が求められていない職員であるが、校務運営に支障が生じないと認められる場合で希望する職員」に変更しました。

次に、在宅勤務実施要領の一部改正について説明いたします。変更箇所について、また他の職員への感染リスクを抑えると同時に「学校運営を維持する」観点から2の対象職員の解釈を変更したことについて、報告第22号と全く同じですので、説明を省略します。以上で報告を終わります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 他の職員の感染リスクを抑えると同時に学校運営を維持するためということで、先ほど公共交通機関でもない、妊娠中でもない、高齢職員でもないというのは協議または希望する職員と言われましたが、どういうことが想定されるのでしょうか。

事務局 他の職員への感染リスクを抑えたいという思いがあって、勤務時間を繰り上げたり繰り下げたりすることを希望する職員であって、校長がそのような勤務体系にしても校務に支障が生じない、それを総務学事課長が認めた職員となります。

池田委員 例えばどういう事例を想定していますか。

事務局 希望がないので。制度としては働く人の人数を減らすという目的から制度として設置する必要があると思っており、このような形で基準を改定しました。実際は希望者がもしかしたら少ないかもしれないと考えています。

池田委員 事例としては密にならないため、同一時間に勤務する職員を減らすということが想定されており、それ以外は想定していないということでしょうか。

事務局 たとえば同居人がコロナウイルスに感染していると認められていなくてもほかの症状があり心配であるとか、そういった申し出があれば協議をして在宅勤務を認めるなどが考えられます。実際にそういう職員もいるが、特休を取らせていましたが、そういう職員も認められます。県内の流れとして、改正ということで提案していますが、改正前の基準でも既に県としては在宅勤務を進めています。県立学校も他市町もです。県教委が作成したQ&Aには課長が認めた職員については医師が配慮をするものと書いてあり、それしかありません。そうすると他の職員については認められないこととなります。流れとして県立や他市町はローテーションを組んで、Aグループは在宅勤務、Bグループは職員室以外で仕事、Cグループは職員室で仕事など、そこまでやって密を避けているという状況があります。今のままでは例えば人工透析を受けているとか糖尿病などでないと認められません。それ以外の職員も認めないといけないということです。ただ、勤務であるので、家でちゃんと仕事をしているかをチェックするシステムはありませんが、計画を立て報告する方法、最後に成果物を提出させるとか、電話しても対応するとか、家で子どもの世話をするとかいう場合は有給休暇の申請をするとか、そういうことは徹底しないといけないと考えています。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件2件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件2件は報告のとおり承認されました。

協議・報告事項 令和元年度大竹市立小・中学校生徒指導上の諸課題の状況について

小西教育長 日程第7「協議・報告事項 令和元年度大竹市立小・中学校生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 「暴力行為、いじめ、不登校」と「その他の事案」に分けて概要を報告いたします。

まず、「暴力行為」についてです。暴力行為については、「生徒間暴力」、「対教師暴力」、「学校の中のものを壊す器物損壊」、「学校内外を問わず児童生徒や教師以外の人への対人暴力」の4種類がありますが、昨年度、対人暴力はありません

でした。平成30年度と比較すると、特に中学校がマイナス12件と大きく減少しています。その要因として、平成30年度に一人が5件とか3件とか繰り返し暴力行為を行った生徒が、令和元年度は全くあるいはほとんどしなくなったこと、落ち着いたことが大きく、本人の成長もあるとは思いますが、個人で考えたことを児童生徒同士の対話によって問題解決する授業の実践、児童生徒の発達障害等の特性に応じたきめ細かい指導等も効果があったのではないかと考えています。

暴力行為の内訳としては、例えば小学校の対教師暴力は、先生に注意されて腹を立ててプリントを閉じているファイルを先生に投げつけた事案です。中学校の器物損壊は、面白がって校舎の壁を蹴って穴をあけた事案です。生徒間暴力については、小学校も中学校も児童生徒同士の何らかのやり取りの中で、腹が立って手や足が出る、かみつくななどの行為に及んだ事案です。

主な取組として、生徒指導規程に基づいて、個別に特別な指導を行ったり、事実確認を丁寧に行って、被害の児童生徒はもちろん、加害の児童生徒の内面についても聴き取って指導を行ったりと、校内の規程に基づくブレのない指導と個を尊重した指導の両面の指導を行うようにしております。

次に「いじめ」についてです。「いじめ」の定義を簡単に申し上げますと「何らかの人間関係のある児童生徒から心身の苦痛を感じさせられること」ということです。

令和元年度は、平成30年度と比較して、特に小学校がマイナス10件と大きく減少しています。いじめでなくとも不適切な言動をその時その場で指導するなど未然防止になる指導を徹底したことや、いじめが発生しても再発防止のために丁寧に指導していることなどが効果的ではなかったかと考えられます。ただ、いじめの件数が本当に少なければよいのですが、いじめに敏感に積極的に学校も認識しようとしていますが、もしそれでも発見できていないものがあるかもしれないという思いで児童生徒を観察していく必要があります。

特に令和元年度はSNSを使ったいじめがあり、中学校で複数の生徒による児童ポルノ禁止法に係る画像の拡散事案があり、警察連携をずいぶん行いました。

発覚したのは生徒が拡散行為をして約半年後ということで、どこまで拡散されたのかなど学校での事実確認に限界があり、また、公務員には犯罪行為を知った場合に告発義務があるということもあり、警察との連携を密に行いました。教育の問題の対応でもあり、犯罪の問題に対する対応になります。社会で許されないことは学校でも許されないことを教育するために、非行臨床の分野では、警察によるスマートフォン預かりや聴取、説諭など行動規制の後に学校で振り返らせることで、指導が良く入ると言われていますので、そのような指導を行いました。教育委員会でも11月1日付けで、教育長名で小・中学校全保護者に向けて「児童生徒のスマートフォン等の使用に係るトラブルの未然防止等について」という手紙を出し、啓発を行っております。また、警察との連携の中で、スマートフォン等については、中学校になってからでは既に多くの子供が所有している実態があるため、指導するには遅いということで、保護者が子供にスマートフォンを持たせる前に、特に小学校でも必ず保護者に指導することとし、全小・中学校で、

入学説明会で警察の協力を得て保護者に指導を行いました。

次に「不登校」についてです。何らかの心理的要因によって学校に行けないあるいは行かない日が30日以上になった児童生徒です。令和元年度は、小・中学校とも16名ずつになりました。そのうち完全不登校になっている児童生徒は小学校で6名、中学校で7名です。

主な要因としては、本人の特性によるもの、集団生活に非常にストレスを感じるもの、家庭環境によるものなどです。

関係機関の中で、大竹市こども相談室には4名の児童生徒が定期的に通い、2名は毎日通っています。学校復帰というよりは、社会的自立を見据えた支援を行っています。

最後にその他の事案の補足説明です。例えば「異性に対する問題行動(中学校)」では、文化祭に向けての作業中にいじるつもりで後ろから男子が女子に抱き着いたという事案で、女子が心を傷つけられたというもの、「投石(小学校)」は、休みの日に学校で石を投げて遊び、体育館の女子トイレの窓を割ってしまったというものや下校時に石を投げ合って遊んでいるうちに走っている自動車に当てて傷をつけたものです。「他校の児童への嫌がらせ(小学校)」というのは、隣接している学校区で、複数で年下の他校の児童を追いかけたり、その子の家に向けていわゆるピンポンダッシュをしたりしたというものです。いずれも事実確認を行い、指導し、振り返りとこれからどんな生活をしていくかといった展望の一連の指導を行い、解決しております。

これらのほとんどが、SNSによるいじめと同様、学校の管理下以外の問題行動であります。学校では知った限り、また学校生活への影響との観点から学校でも指導を行っています。以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

中田委員 スマートフォンの問題、SNSの問題ですが、これがもっと大きくなっていくのではないかと感じています。学校に原則持ち込み禁止というところで、学校に関わらざるを得ない事案になってしまうというのが、聞いていて保護者としても心苦しいと思っています。家庭で指導を徹底するしかないと思います。先日も学校からスマートフォン使用に関する書面をいただき、もう一度読み返しました。子どももですが、保護者が強く意識を持っていかないといけないなとより一層考えました。こういう休校中に会えない分、そういったツールで連絡を取り合うことが多くなり、さらに保護者が昼間仕事に出ていると、そこまで見きれないところもあるので、子どもとよくコミュニケーションをとって、注意していかなければならないと思いました。

池田委員 SNSはすごく気になっていました。中田委員から意見があったように、休校中の間が余計に心配だろうと思います。それから入学説明会で警察に入ってもらって話をしてもらうのは良いことと思いますが、保護者も低学年のうちにはスマートフォンの管理を親がすることが多いのですが、高学年になってくると、スマートフォンを子どもが見せない、また見てはいけないという気持ち

を持つ保護者もいるように思います。それが犯罪に結びついていくということを高学年になる前に、もう一度警察等と連携をして保護者への啓発があればいいと思います。PTAの総会や講演会などで、低学年から高学年になる前に、もう一度スマートフォンをどのように使っているかのチェックは親の責任であるという機会をもってほしいと思います。

事務局 校長会で改めて臨時休業になるということで通知を出しました。11月1日の内容を参考に、休み中は親の目が届かないので、放っておいたら好きに使うので再度啓発をしました。警察の方も連携する中で、加害者としての立場を自覚させることを保護者にも強く指導されるので、そういった視点で、警察に指導されると問題行動も法的威力で抑止できるという効果がありますので、これからは警察の担当の方も積極的に関わってくださるので、機会があるごとに連携したいと考えています。

池田委員 先ほどから出ているように、休校が続いているということで、いじめやSNSもですが、不登校も心配になってくるのではないかと思います。特に昼夜逆転している子の中にはいると思うので、そのあたりも今年度は注意をしてみたいかならないといけないのではないかと思います。

事務局 分散登校ということで、人数を減らして感染リスクを低減するという狙いもあって半分ずつ登校しますが、一人一人をしっかりと見ようということで、この間声をしっかりとかけて状態を把握します。学習面もそうですが心の状態もしっかり把握しますが、人数が少ないからできるでしょう。不登校の問題は、コロナウイルス感染症が流行って、国としても文部科学省としても風邪等の症状でも出席停止扱いとし欠席にはしない、感染するのが心配だから保護者が学校に行くのを控えるというのも、協議をした上で校長判断により出席停止にするなど、実際に来ていない子どもも数名います。もともと不登校傾向とか、不登校であったとかいう子についても、感染するのが心配でという理由で休んでいる子もいます。そのあたりは不登校という視点をもって状態を把握したいと思います。

小西教育長 時代が大きく変わっていく中で子どもたちの環境も変わってきています。生徒指導上の諸問題もなかなか見えづらくなっているし、発見しにくくなっているのが現実です。学校だけでは対応が難しいところもあるので、保護者、関係機関としっかりと連携を取っていく必要があると思っています。本市は大竹警察署と連携し取り組みを進めていますので、しっかり充実させていきたいと考えています。

池田委員 暴力行為のところで、一人の子どもが落ちついてきたことが理由で減少したと先ほど説明がありましたが、どのような取り組みでそうなったのかを他の学校でもしっかりと共有してもらえたらと思います。その子は落ち着いたけどまた次の子が出てくることもあるので、成功例だと思うので、どういった手順でやったのか、それを職員が共有できるとよいと思います。

新矢委員 教員との関係により不登校になっているということについて、教員との関係とはどんなものなのでしょうか。先生が何とかできればその子は学校に来ること

ができるのではないかと思ったので。担任なのか別の先生なのか、その先生がいやだから学校に来ていないのか。その先生に対して何かしらの対応があればその子は助けられるのではないのでしょうか。

事務局 この事例は中学校の教科担当教諭で、子どもは発達障害の傾向がある生徒です。プリント配布の時にその生徒に配り漏れがあり、申し出たときに丁寧な対応をしなかったことが原因です。そのような対応でこの先生は嫌だ、となってしまった事例です。学校には来るけどその教科の授業には行きたくない、そういうのが要因としてあります。

新矢委員 不登校にはいろいろな要因があるんですね。先生にも問題があったかもしれませんが、その辺りをきちんとしておかないといけないんですね。

小西教育長 他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

協議・報告事項 新型コロナウイルス感染予防等に関する教育委員会の対応状況について

小西教育長 日程第8「協議・報告事項 新型コロナウイルス感染予防等に関する教育委員会の対応状況について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市のホームページに掲載している内容で説明します。

5月6日までとしていた小・中学校の臨時休業ですが、全国及び広島県の状況から児童生徒の感染リスクの回避と市民の不安解消を図るという2つの視点に立って、臨時休業を5月31日まで延長することとしました。4月30日に正式に学校長に通知し、臨時校長会でも指示しました。4月28日には決定し、校長に伝えて保護者にも学校から伝えておりました。ただし、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も対応の変更があるということを、いつもお断りしています。

連休明けの5月7日と8日のいずれかで、児童生徒の分散登校時間を設けました。これまでの学習課題を回収し、新たな学習課題と学習計画表を配布し、説明するなど行いました。正午までの2単位時間以内の短時間で、教室が密集しないように例えば男子が登校する時間、女子が登校する時間などと分けた学校もあります。

前回の教育委員会会議にて、学校が一人一人の状況把握ができていないなど、学校の取組に課題が見られるというご意見をいただきました。これまでの新型コロナウイルス感染症に係る通知や校長会においても、3月2日からの臨時休業及び4月17日からの臨時休業の際に、例えば週に1回でも定期的な児童の健康状態等の把握と指示及び指導しておりましたが、実際には学校によって取組に差があるようなので、各学校を回って、改めて校長に聴き取りを行いました。毎週木曜か金曜に電話連絡して児童や保護者とコミュニケーションをとっている学校、毎週1回家庭訪問して宿題の回収及び配布も含め、直接コミュニ

ケーションを図る学校もあり、家庭では学習できにくい、特に学力に課題の大きい生徒の家庭には訪問している学校、一斉メールで健康状態が心配な児童については知らせてもらう学校等がありました。

この度の通知では、改めて臨時休業の意味を再確認し、臨時校長会で、子供のために汗をかくことを教育長からも申し上げ、そのために何ができるかということで改めて指示及び指導を行いました。

特に、臨時休業中の児童生徒の生活への学校の対応等について、これまでも指示及び指導しておりましたが、できていない学校もありました。「週間計画表」の配布を必ず行うことですが、学習計画し実行し振り返りを行わせるものです。また、必ず1週間以内のサイクルで回収及び配布を行うこと、学習課題等の配布及び回収の間に必ず児童生徒一人一人の健康状態等の把握を行うよう努めることとしており、家庭訪問や電話等によって直接児童生徒とコミュニケーションがとれるように努力しています。

続けて、臨時休業期間中の分散登校について説明します。先ほどの臨時休業の延長の通知にもありましたように、状況の変化に応じて対応を変更することにしました。5月7日から5月31日まで、小・中学校の臨時休業を延長としていますが、大竹市及び近隣市町の新型コロナウイルス感染症の拡大も見られず、国や県の今後の方針等を踏まえて、可能な限りリスクを低減しつつ、学校の完全な再開に向けて段階的に学校での教育を行うことにしました。もちろん、ただ単に人数を減らして授業を進めるということではなく、1ヶ月という長期の臨時休業期間を過ごした児童生徒一人一人の心身の状況、臨時休業中の復習や予習の学習から改めて授業を行い一人一人の理解度も確認しながら丁寧に進めていく必要があると考えています。また、休憩時間の児童生徒とのコミュニケーションや給食指導では、特に衛生的な配膳や食べ方に係る食育を行うことなど、段階的に6月1日に向けて慎重に分散登校を行うというねらいがあります。

分散登校の方法としては、各学級をおよそ半数のAグループとBグループに分け、1日ごとに登校させることにしています。教室の人数を半分ずつにして密集を避けるということです。教員は2日間ずつ同じ授業を行うこととなります。最初の4日間は給食なしの4時間授業で下校、次の4日間は4時間授業で給食後に下校、最後の2日間は給食を食べて6時間授業で下校としています。

留意事項として、特に給食については、可能な限り品数の少ない献立で適切に栄養を摂取できるものであるとか、できる限り衛生的に配膳しやすいものを給食センターで考えて行います。例えば、牛乳と袋で配るパンとから揚げ、野菜の多いスープなどの献立を考えています。

また、音楽や家庭科、体育等の感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動は延期することとします。

その他の内容については、これまでの臨時休業時の留意事項とほぼ同様でございます。以上です。

事務局 生涯学習課の対応を説明します。小学校の臨時休業の延長に伴い、放課後児童クラブも5月31日までの期間、15時頃からの運営時間を延長して8時か

ら指導員を配置することとしています。また、分散登校期間も引き続き8時から開所することになります。なお、勤務時間が長くなることで指導員の疲労等を心配しており、前回の臨時休業の際と同様に、密になる状態を避けるため空き教室を使用させていただくこととしています。そこでは学校の先生に指導をお願いするという対応をとることとしています。

次に、休館していました図書館や公民館については、広島県で一部解除等がありましたので、図書館については12日より入館せず出入口での貸し出しを行っています。また、19日より入館し借りる本を閲覧可能なように解除することとしています。ただし、まだ予断を許さないため椅子は撤去し、長期滞在ができないように措置しています。公民館については、再開できる時期は現在のところ決まっていません。今日、市のコロナウイルス感染対策本部会議が開催予定で、公民館の再開時期等もそこで決定していきたいと思えます。

資料には、4月以降開催予定だった事業をまとめています。ほとんどが中止や延期となっています。今後の事業については、その都度教育委員会にもお知らせいたします。以上です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。意見がありましたら、併せてお願いします。

新矢委員 事業が中止や延期されているとのことですがやっている事業もあるんでしょうか。

事務局 公民館で実施する事業は全て中止しています。放課後児童クラブや文化財の手続き等生涯学習課の業務は行っています。

小出委員 先が見えない状況で6月1日から本格的に再開するための臨時的な分散登校ということだと思いますが、保護者や子どもたちはある程度先の予定がわからないと計画を立てづらいところがあると思います。夏休みの期間はどのようになる予定か今の状況をお聞かせください。

事務局 学校で考えているところになります。27日間の臨時休業期間に授業を実施すべきだったわけですが、1学期中に実施すべき授業時数と実際に不足した授業時数がどれだけだったかについて把握し、9月1日までには絶対にクリアしなければいけないという事で、これを夏季休業中に子供たちを登校させることができる日を洗い出した上で計画していく事を校長にお願いしているところです。そして、再度の臨時休業があるかもしれませんし、台風や大雨等による臨時休業等も考えられるので、あわよくば2学期に入るくらいまでのところまで、夏季休業中に可能な限り進められると良いとも話しています。

学校からは、夏季休業中の予定を5月中に提出してもらうことにしています。正式決定ではありませんが、7月21日から31日までと8月24日から31日までを登校日とすることで調整中であるとも聞いているところです。長期休業中は給食を実施しない契約となっていますが、こういう状況という事でこの期間中は実施する方向となっています。併せて、8月初旬の授業の実施も必要かという話もしています。ちなみに8月12日から14日は一斉閉庁としています。教職員の夏季休暇等の取得の関係もあり、それ以外の期間で保護者の理

解も得ながらできる限り実施したいと思っています。

小出委員 国や県の方針も含めて、具体的な先の見通しを示すことが安心につながると
思います。例えば、都市圏で感染の第2波が起きたときに、また大竹市で感染者
が出たときにこのように対応していくという教育委員会の方針を先に教職員
や保護者に伝えることが大事かと思います。

小西教育長 今年の夏休みは非常に短くなるのは間違いないと思います。これからも長期
にわたっての対応となりますので、これからも委員の皆さんの意見をいただき
たいと思います。小出委員の意見にありましたように、見通しをもって進めて
いきたいと思っています。

他に質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので、協議を終わります。

議案第22号 大竹市教育委員の辞職について

小西教育長 日程第9 議案第22号の審議については、会議の冒頭で、公開しないこと
と決定しました。よって、これより非公開とします。なお、個人的な内容が含
まれる案件のため、議事録のうち本件の審議の内容の部分については非公開と
します。

～議案第22号の審議についての議事録は非公開～

小西教育長 本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和2年第5回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 11時20分】

.....